高松市立亀阜小学校ＰＴＡ規約

第一章　名称および事務局

第１条　この会は、高松市立亀阜小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）という。

第２条　本会は、事務局を高松市立亀阜小学校（以下「本校」という。）におく。

第二章　目的および活動

第３条　本会は、保護者と教師が協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とし、あわせて会員の修養と相互の親睦に努める。

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

一．学校・家庭・社会における児童の教育環境充実に関すること

二．学校行事への協力・支援に関すること

三．会員の研修に関すること

四．その他、本会の目的達成に必要なこと

第三章　規範

第５条　本会は、教育の充実・振興を本旨とする団体として次の規範に従って活動する。

一．児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と協力する。

二．特定の政党や宗教にかたよらない。

三．本会、または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

四．学校の人事、その他管理には干渉しない。

第四章　会員

第６条　本会の会員の資格は次のとおりとする。

一．本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者

二．本校に勤務する職員

三．入会は任意であり、いつでも退会できる。ただし、安易な入退会を避けるため再入会は退会日より１年以上経過しなければならない。

四．会員資格のあるものは、入会届を以って会員となる。また、会員は退会届を以って退会することができる。ただし、卒業や転校、異動、退職などで会員の資格が無くなった者は自動的にＰＴＡを退会したとみなし、退会届の提出は不要とする。

第７条　本会の会費は、総会にて決定する。

２．会費は、ＰＴＡから会計業務を委託された学校が集金する。

３．会費は別に定められた会費を納める。ただし、会員の事情により免除することができる。

第８条　会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第９条　本会の会員は、高松市ＰＴＡ連絡協議会の会員となる。

第五章　経理・会計

第１０条　本会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第１１条　本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第１２条　本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第１３条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。会計年度は事業年度と同じ期間とする。
２．出納に関する事務処理は、当該会計年度の翌年５月３１日までに完結する。

第六章　役員

第１４条　本会に、次の役員をおく。
会長　１名　副会長　３名以上（うち１名は校長）　庶務　若干名
会計　２名　および顧問　若干名
第１５条　役員は、総会において選出する。
第１６条　役員の任期は、１年とする。但し再任を妨げない。
第１７条　役員に欠員が生じた場合は、補欠選出を行うが、その任期は残任期間とする。
２．補欠選出については、評議員会でこれを決することができる。
３．役員は、任期満了後といえども後任者選出までその職務に服する。
第１８条　会長は、本会の会務を総理し、総会、評議員会および役員会を招集して会議の議長となる。
第１９条　副会長は、会長を補佐する。また、会長事故ある時は、その職務を代行する。
第２０条　庶務は、次の職務を行う。
一．総会、役員会および評議員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項の記録
二．記録・通信その他の書類の保管
三．会長の指示による本会の庶務の遂行
第２１条　会計は、次の職務を行う。
一．総会で議決された予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
二．本会の財産を管理する。
三．定期総会において、監査委員の監査を経て、前年度の決算報告をする。
四．予算の立案について協力する。
第２２条　顧問は、必要に応じて会長経験者の中から会長が任命し、会長の求めに応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
第２３条　役員会は、会長が招集する。
２．役員会の決議事項は評議員会に提案し、承認を得る。

第七章　監査委員

第２４条　本会の業務・経理を監査するために、２名の監査委員を置く。
第２５条　監査委員は、総会において選出する。
第２６条　監査委員は、必要に応じて、随時監査を行うことができる。
第２７条　監査委員の任期は、１年とする。但し、再任を妨げない。
２．監査委員に欠員を生じた時は、補欠選出を行うが、その任期は残任期間とする。
３．補欠選出については、評議員会でこれを決することができる。
４．監査委員は、任期満了後といえども後任者選出までその職務に服する。

第八章　総会

第２８条　総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。
第２９条　総会は、定期総会および臨時総会とする。
２．総会は、会員の３分の１以上の出席（委任状を含む。）により成立する。
３．定期総会は、毎事業年度終了の日から２ヶ月以内に開催する。
４．臨時総会は、会長が必要と認めた時、評議員会が必要と認めた時、または会員の５分の１以上の要求があった時、開催する。

５．新型コロナウィルス感染症による緊急事態や災害等の緊急な事由により、３．に規定する期間内に対面による定期総会が開催困難な場合には、インターネット回線を利用したＷｅｂ会議もしくは書面により開催する。

第３０条　総会では、次のことを決議する。

一．本会の事業計画の決定および事業報告の承認
二．予算の決定および決算報告の承認
三．会費の決定
四．役員の選出
五．監査委員の選出
六．規約、規定類の改廃
七．その他、本会の目的達成に必要な事項

第３１条　総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第九章　　評議員および評議員会

第３２条　評議員会は、総会に次ぐ決議機関で、会長がこれを招集する。

第３３条　評議員会は、評議員をもって構成する。

２．評議員とは、ＰＴＡ会員全員（本会の役員、校長、教頭、教員代表若干名、監査委員、本会の会員）をもって構成する。

第３４条　評議員会は、次のことを決議する。

一．本会に必要な事業の具体的な計画と運営に関すること
二．他団体との連絡提携ならびに交渉に関すること
三．各学年団のＰＴＡ活動に関すること
四．専門委員会の運営に関すること
五．総会に提出すべき諸事項の原案
六．その他必要な事項

第３５条　決議事項は、評議員の半数以上の異議申し立てが無い場合、賛成とする。

第十章　　専門委員会

第３６条　本会の事業遂行のために、次の専門委員会を設ける。

一．広報委員会
二．保健体育委員会
三．厚生委員会
四．行事運営委員会

第３７条　専門委員会の規程は別に定める。

第十一章　　表彰

第３８条　本会、または社会に功労があった者は、評議員会の決議を経て、これを表彰することができる。

第十二章　　財産

第３９条　本会は、評議員会の決議を経て財産の一部を基金とすることができる。

２．基金は評議員会の決議を経なければ処分することができない。

第４０条　財産の造成および管理、または処分に関し、必要な事項は評議員会の決議を経てこれを定める。

第十三章　　会員の個人情報の取り扱いについて

第４１条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「高松市立亀阜小学校ＰＴＡ個人情報取扱規則」に定めて規制に運用するものとする。

第十四章　　付則

第４２条　本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない範囲で、評議員会において決議する。

第４３条　評議員会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第４４条　この規約は、昭和 36 年４月１日より実施し、次の通り改正する。

S42.5.11／S43.6.27／S50.4.24／S60.4.22／H2.4.18／H11.5.1／H12.5.1
／H19.3.23／H20.3.24／H23.4.28／H25.4.21／H27.2.25／H28.4.24／H30.4.21
R2.4.18／R3.4.23／R4.4.22／R5.4.22

亀阜小学校ＰＴＡ規約運用細則

ＰＴＡ規約第十四章第４３条の規定により、次の細則を定める。

１．副会長の名称と職務は次の通りとする。

①本部担当副会長　　会長を補佐し、会務の滞りなき運営に留意する。各種会議の司会を努める。

②委員会担当副会長　　各委員会を統括する。委員会を開催し、議長となる。

③学級サポート担当副会長　　学級サポートを統括する。

２．会長に事故がある時は次の順位で事務代行を行う。

①本部担当副会長　　②委員会担当副会長　　③学級サポート担当副会長

３．各学級ＰＴＡ会員の総括を学級サポートと称する。

４．学級サポートの職務は、次の通りとする。

ＰＴＡ行事への協力

① ＰＴＡ会員のＰＴＡ・学校に対する意志・願望の正確な伝達

② その他以上に関すること

５．委員長会とは、委員会担当副会長が各委員長を招集して開く会である。

６．委員長会は、この会の会務の運営について協議するため会長が招集する。

７．慶弔見舞金については、別に定める内規による。

８．会費は、当分の間、児童一人あたり月額１５０円とする。

亀阜小学校ＰＴＡ委員会規程

ＰＴＡ規約　第十章　第３６条により次の規程を定める。

１．委員会は，希望により配属された委員で構成される。

２．各委員会の委員数は，年度クラスの状況において上限または定数を定めることもある。

３．各委員会は，委員長を１名おく。必要に応じて副委員長をおくことができる。

４．委員長は，委員会を総括し，副委員長は委員長を補佐する。

５．各委員長は，次の事項の中から適切なものを選択して事業を行う。

１）広報委員会（専門委員会）
・ＰＴＡ新聞の編集・発行
・その他当委員会が実施妥当な行事

２）保健体育委員会（専門委員会）
・ＰＴＡ親睦スポーツ大会の開催
・紫雲ブロック親睦スポーツ大会への参加
・学校清掃（ぴかぴかデー）の実施
・運動会の準備・運営支援
・その他当委員会が実施妥当な行事

３）厚生委員会（専門委員会）
・教育施設・備品の拡充のためのベルマーク運動の推進
・その他当委員会が実施妥当な行事

４）行事運営委員会（専門委員会）
・読み聞かせ活動の企画・実施
・夢集会や夜の体育館（防災キャンプ）など行事の運営補助
・その他当委員会が実施妥当な行事

５）PTA サポーター
・学校行事、ＰＴＡ行事、その他行事などの支援
・その他当委員会が実施妥当な行事の支援

６．この規程は昭和 60 年 4 月 22 日より実施し、次の通り改正する。
H8.3.7／H9.3.5／H10.3.7／H11.5.1／H12.5.1／H13.5.2／H19.3.23／H20.3.24／
H23.3.7／R3.4.23／R4.4.22／R5.4.22／R6.4.28